

長浜市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月18日

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市規則第62号

長浜市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年長浜市規則第243号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。